

第14期 中間決算公告

平成20年12月22日

東京都港区芝三丁目23番1号
中央三井アセット信託銀行株式会社
取締役社長 川合 正

中間貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	20,720	預 金	137
有価証券	89,093	コ ー ル マ ネ ー	100,500
その他の資産	36,459	そ の 他 負 債	9,705
未収収益	11,705	未 払 法 人 税 等	4,355
前払年金費用	15,442	そ の 他 の 負 債	5,349
その他の資産	9,311	賞 与 引 当 金	391
有形固定資産	642	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	169
無形固定資産	3,317	負 債 の 部 合 計	110,903
繰延税金資産	1,211	（純資産の部）	
		資 本 金	11,000
		資 本 剰 余 金	21,246
		資 本 準 備 金	21,246
		利 益 剰 余 金	8,289
		そ の 他 利 益 剰 余 金	8,289
		繰 越 利 益 剰 余 金	8,289
		株 主 資 本 合 計	40,535
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5
		純 資 産 の 部 合 計	40,541
資 産 の 部 合 計	151,445	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	151,445

中間損益計算書

〔平成20年4月 1日から
平成20年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		25,450
信 託 報 酬	20,689	
資 金 運 用 収 益	224	
(うち有価証券利息配当金)	(224)	
役 務 取 引 等 収 益	4,509	
そ の 他 経 常 収 益	27	
経 常 費 用		15,254
資 金 調 達 費 用	264	
役 務 取 引 等 費 用	6,031	
営 業 経 費	8,945	
そ の 他 経 常 費 用	12	
経 常 利 益		10,196
特 別 損 失		1
税 引 前 中 間 純 利 益		10,194
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4,294
法 人 税 等 調 整 額		△ 166
中 間 純 利 益		6,066

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	3年～8年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間期末は年金資産の額が退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため前払年金費用として計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更

（中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 9,698 百万円

担保資産に対応する債務

コールマネー 9,500 百万円

上記のほか、為替決済、資金決済等の担保として有価証券 79,179百万円を差し入れているほか、信託業法等に基づき現金預け金50百万円を差し入れております。また、その他の資産のうち敷金は894百万円であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,439 百万円
3. 1株当たり純資産額 67,569円54銭
4. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は30.55%であります。

(中間損益計算書関係)

1株当たり中間純利益金額 10,111円51銭

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
債券	88,867	88,877	9
国債	88,867	88,877	9
合計	88,867	88,877	9

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内 容	金 額(百万円)
その他有価証券 非上場株式	216

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金	1,886百万円
減価償却限度超過額	510
未払事業税	333
賞与引当金	159
その他	<u>198</u>
繰延税金資産合計	3,088

繰延税金負債

退職給付信託設定益	1,329
その他有価証券評価差額金	3
その他	<u>543</u>
繰延税金負債合計	1,877

繰延税金資産の純額 1,211百万円

(参考)

信託財産残高表 (平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	8,087,465	金 銭 信 託	17,316,968
信 託 受 益 権	29,862,169	年 金 信 託	6,759,830
金 銭 債 権	1,610,049	投 資 信 託	11,119,182
そ の 他 債 権	27,917	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託	445,261
現 金 預 け 金	80,382	有 価 証 券 の 信 託	1,278,871
		金 銭 債 権 の 信 託	1,634,584
		包 括 信 託	1,113,284
合 計	39,667,984	合 計	39,667,984

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。
3. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額 29,841,610百万円 が含まれております。
4. 共同信託他社管理財産 3,593,097 百万円
5. 元本補てん契約のある信託については、取扱残高はありません。